

○水質汚濁防止法施行令

別表第三（第五条関係）

（昭四七政三四六・昭四九政三六三・昭五一政一二二・一部改正、昭五四政一三二・旧別表第二繰下・一部改正、昭六三政二五二・平二四政一四七・令四政一六二・一部改正）

- 一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設
- 二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
- 五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供する二、ホ及びヘの施設
- 七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 八 別表第一第八号に掲げる施設
- 九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供する二、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設
- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、二、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、

へ、チ及びヌの施設

二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、りん酸質肥料製造業の用に供する

イ、ハ及びニの施設

二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設

二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設

二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供する

イ及びロの施設

二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設

二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設

二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設

二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設

二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、木の施設

三十 別表第一第五十二号に掲げる施設

三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設

三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設

三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒
鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの

三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設

三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設

三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設

三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設

三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設